

改定保育所保育指針研修会テキスト

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

改定保育所保育指針研修会講師プロフィール

天 野 珠 路(あまの たまじ)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課保育指導専門官

略 歴 共同保育所、民間保育園、民間幼稚園、公立保育園にて計19年間保育者（保育士・幼稚園教諭）として勤務。

平成10年～横浜市保育運営課勤務（保育士の研修や保育指導担当）。

平成16年～國學院大学幼児教育専門学校専任教員として勤務。

（担当：「乳児保育」「保育実践演習」「保育実習」「教育実習」等）。

平成19年4月より現職。

学会等 日本保育学会・日本子ども家庭福祉学会

主 な 著 書 名	出 版 社 名	発 行 年	備 考
やさしい乳児保育	青 鞆 社	2007	共 著
保育演習ノート	高 橋 書 店	2006	〃
保育と教育に生かす臨床心理学	ミネルヴァ書房	2003	〃

大 場 幸 夫(おおば さちお)

大妻女子大学学長・保育所保育指針改定に関する検討会座長（第1章主査）

略 歴 東京都立大学大学院人文科学研究科（心理学専攻）修士課程修了

都立伊豆長岡児童福祉園心理判定員

栃木県立保育専門学院専任講師

東京家政大学家政学部児童学科助教授

大妻女子大学家政学部児童学科教授

平成20年4月より現職

学 会 日本保育学会、日本発達障害学会、日本発達心理学会、日本社会臨床学会、こども環境学会

活 動 障害児保育巡回相談、NPO法人保育総合研究所

主 な 著 書 名	出 版 社 名	発 行 年	備 考
こどもの傍らに在ることの意味－保育臨床再考	萌 文 書 林	2007	単 著
育つ・広がる「子育て支援」	ス ペ ー ス 新 社	2003	編 著
保育実習	ミネルヴァ書房	2002	共編著
保育者が出会う発達問題－育ちと育ての日々（プロセス）	フ レ ー ベ ル 館	2001	共 著
障害児保育	ミネルヴァ書房	2000	共編著

民 秋 言(たみあき げん)

白梅学園大学・大学院教授・保育所保育指針改定に関する検討会委員(第2・3章主査)

略 歴 東京教育大学大学院博士課程文学研究科社会学専攻修了

主 な 著 書 名	出 版 社 名	発 行 年	備 考
幼稚園教育要領・保育所保育指針の成立と変遷	萌 文 書 林	2008	単 著
改訂・保育者論	建 帛 社	2007	編 著
保育原理―その構造と内容の理解―	萌 文 書 林	2006	編 著
保育士のための自己評価チェックリスト	萌 文 書 林	2004	
子どもと人間関係―人とかかわりの育ち	萌 文 書 林	2000	
保育内容総論	萌 文 書 林	2000	

増 田 まゆみ(ますだ まゆみ)

目白大学教授・保育所保育指針改定に関する検討会委員(第4・7章主査)

略 歴 保育園副園長を経て、小田原女子短期大学幼児教育学科勤務

平成16年より目白大学勤務

平成2年及び平成12年の保育所保育指針改定検討小委員

平成17年総合施設モデル事業評価委員

平成18年より保育所保育指針改定に関する検討会委員

学会等 全国保育士養成協議会現代保育研究所副所長、保育の友編集委員、日本ムーブメント教育・療法協会理事、日本保育学会、日本特殊教育学会、日本子ども家庭福祉学会、日本児童学会等

主 な 著 書 名	出 版 社 名	発 行 年	備 考
保育所保育指針解説	フ レ ー ベ ル 館	2000	編 著
保育者論	建 帛 社	2000	共 著
乳児保育	北 大 路 書 房	2005	編 著
乳児保育のポイント	全 国 社 会 福 祉 協 議 会	2005	〃
これからの保育者にもとめられること	ひ か り の く に	2006	共 著
保育実習	全 国 社 会 福 祉 協 議 会	2007	編 著

高野 陽(たかの あきら)

東洋英和女学院大学教授・保育所保育指針改定に関する検討会委員（第5章主査）

略歴 金沢大学医学部卒業

母子愛育会愛育病院小児科、国立公衆衛生院母子保健部長を経て、国立公衆衛生院次長。1997年より現職及び恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所母子保健研究部部長。

学会等 日本小児保健協会（学会）乳幼児健診システム委員会委員長、これまで3回の保育所保育指針の改訂に参加している。神奈川県児童福祉審議会委員。

主な著書名	出版社名	発行年	備考
母子保健マニュアル（改訂6版）	南山堂	2008	編著
小児保健	全国社会福祉協議会	2008	共著
子どもの栄養と食生活 改訂	医歯薬出版	2008	編著
保育保健活動の実際	全国社会福祉協議会	2006	編著
体調のよくない子どもの保育	北大路書房	2004	編著

網野 武博(あみの たけひろ)

東京家政大学教授・保育所保育指針改定に関する検討会委員（第6章主査）

略歴 東京大学教育学部教育心理学科卒業後、厚生省児童家庭局児童福祉専門官、日本総合愛育研究所研究第五部長、調査研究企画部長、東京経済大学教授、上智大学教授を経て、現在、東京家政大学家政学部児童学科教授。

学会等 社会保障審議会委員

東京都児童福祉審議会委員長

全国ベビーシッター協会会長

日本福祉心理学会常務理事

日本子ども家庭総合研究所客員研究員

主な著書名	出版社名	発行年	備考
保育所運営マニュアル 3訂—子育て環境の変化と保育所の子育て支援	中央法規出版	2006	共著
これからの保育者にもとめられること	ひかりのくに	2006	共著
「幼保一体化」から考える幼稚園・保育所の経営ビジョン	ぎょうせい	2005	共著
家族援助論	全国社会福祉協議会	2004	共著
児童福祉の新展開(保育・教育ネオシリーズ)	同文書院	2004	共著
児童福祉学	中央法規出版	2002	単著

平成 20 年 3 月 28 日、改定保育所保育指針（以下「保育指針」）が公布された。

昭和 40 年に保育所保育のガイドラインとして制定された保育指針は、平成 2 年、12 年の改定を経て、この度三度目の改定となる。

今回の改定により、保育指針は、これまでの局長通知から厚生労働大臣による告示となり、遵守すべき法令として示された。これにより全国の認可保育所では、保育指針に規定されている基本原則を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならないとされた。また、保育所が子どもの保護者や地域社会から期待される役割が深化・拡大する中で、保育所の専門性を適切に発揮しながら、その社会的責任を果たしていくことが必要とされている。

改定保育指針は、1 年間の周知期間を経て、平成 21 年 4 月に公布される。各保育所においては、これまでの保育の蓄積や地域の特性を生かしつつ、保育所の今日的役割を明確にしながら、保育指針に基づく保育を豊かに展開していくことが求められる。

1. 改定の経緯

(1) 保育所保育指針とは何か

- ① 保育所における保育の内容やこれに関連する運営等について定めたもの
- ② すべての子どもの最善の利益のため、全国の認可保育所が一定の保育の水準を担保するための仕組みである

ex ・児童福祉施設最低基準における保育環境、職員配置の基準・保育士資格

(2) 関係法令の改正等への対応

- ① 児童福祉法の改正(第 18 条の4-保育士の保育指導業務の規定・国家資格化等)
- ② 次世代育成支援対策推進法の制定(地域における子育て支援活動の活発化等)
- ③ 社会福祉法の改正(第 75 条-利用者への情報提供の努力義務化等)
- ④ 教育基本法の改正(第 11 条-「幼児期の教育」の振興、就学前の教育の充実が課題)
- ⑤ 認定こども園制度の創設(平成 18 年創設、幼保の機能を一体化、幼保の役割の接近等)
- ⑥ 食育基本法の制定(平成 17 年制定第 20 条-学校、保育所等における食育の推進等)

(3) 子どもや保護者を取り巻く環境の変化

- ① 少子化・核家族化・都市化の進行
(家族・地域社会の変容、人との関わりの希薄化等)

- ② 子どもの生活や遊びの変容

(生活リズム、生活時間、食生活などの課題、直接経験の不足、子ども同士の関わりや子ども集団の衰退等)

- ③ 子育てへの不安感・負担感の増大、養育力の低下
(子育ての孤立化、児童虐待の増加)
- ④ ワークライフバランスと就労支援
(働きながら子育てをする家庭を支える地域の担い手等)

2. 改定に当たっての基本的考え方

(1) 告示化による規範性の明確化

- ① 義務・努力義務・奨励、配慮事項等
- ② 改正された児童福祉施設最低基準第35条に拠る
「保育所における保育は、養護と教育が一体的に行われるものとして、その内容については厚生労働大臣がこれを定める」→保育指針

(2) 指針の大綱化と原則性・明解性

- ① 大綱化により、基準として規定するものを基本的なものに限定し、保育所の創意工夫を促す
- ② 文言を精査し、簡潔でわかりやすい記述や表記となるよう工夫

(3) 保育所保育の構造化を図る

- ① 保育指針の内容の構造化
(第1章の記述がすべての章の根拠となる。各章の関連にも留意)
- ② 保育課程に基づく計画と実践・評価
(保育所の計画性、組織性を重視、計画-実践-評価-改善の連動による質の向上をめざす)

3. 改定の要点

(1) 保育所の役割の明確化

- ① 養護と教育を一体的に行うことを特性とする
(養護と教育の定義を明らかにする。保育所保育の特性や職員の専門性を発揮して行う)
- ② 環境を通して子どもの保育を総合的に行う
(環境との相互作用、応答性のある環境、計画的な環境構成や環境の再構成の重要性)
- ③ 保護者(保育所に入所する子どもの保護者に対する支援と地域の子育て家庭)への支援
(独立した章を設ける。保護者支援の基本を規定し、入所児の保護者支援を規定等)
- ④ 今日的な課題～社会的責任
 - 子どもの人権の尊重
(子どもの最善の利益への配慮、子どもの命や子育てを大切にす文化や価値観の醸成)
 - 地域との交流と説明責任
(次世代育成支援、世代間交流、保護者等への情報提供、説明責任・応答責任等)
 - 個人情報保護と苦情解決
(「個人情報の保護に関する法律」を踏まえる、苦情解決への組織的対応等)

(2) 保育の内容の改善

①発達過程の把握による子どもの理解

○誕生から就学までの長期的視野をもって子どもを理解する

○子どもの生活の連続性・発達に連続性に留意する

②養護と教育が一体的に行われる保育の特性

○保育の内容を具体的に把握するための視点としての養護と教育

○環境を通して行う保育(環境との相互作用・保育環境構成の重要性)

○養護に関わる内容(生命の保持・情緒の安定)、教育に関わる内容(5領域)の個別性と
関連性・総合性

○心身の育ちへの配慮(健康な体・自己肯定感・自我の育ち・自己発揮と他者受容)

○人との相互的な関わりへの配慮(人と関わる力を育てる環境・協同的遊び・葛藤の経験)

○個と集団を共に育てること

③健康・安全のための体制充実

○子どもの健康増進、疾病への対応、衛生・安全管理における施設長の責任の明確化

○保育士・看護師・栄養士の専門的対応の重要性

○不適切な養育や虐待防止への早期対応の重要性

(関係機関との連携、要保護児童対策地域協議会への参画)

④小学校との連携

○顔の見える連携・交流・相互理解(保育所の子どもと小学生、保育士と教員等)

○市町村等の幼保小連携事業による交流や共同研究等

○子どもの育ちを支える資料「保育所保育要録」の作成と小学校への送付

(3) 保護者支援

①保育所の保護者支援の役割の明確化

(保育所の特性を生かした支援と保育士の専門性の発揮)

②保護者との関係構築と保護者の養育力の向上に資する支援の重要性

③地域の人、場、機関などの資源の活用とそれらをつなげる支援

(4) 保育の質を高める仕組み

①保育所保育指針の位置付けとそれに基づく根拠(エビデンス)のある保育の展開

②保育課程による保育所の全体像の把握と具体的実践

(保育課程の編成—指導計画の作成—保育の記録—自己評価—計画の再構成、児童票の作成、保育所児童保育要録の作成などの連動、一貫性をもった取組)

③保育士等の自己評価と保育所の自己評価

(保育士等の自己評価—保育の着眼点を持つ、保育の過程を振り返ることの重要性等

保育所の自己評価—保育士等の自己評価を踏まえ職員の共通認識・共通理解を図る)

4. 保育所における質の向上のためのアクションプログラムについて

(1)趣旨

保育指針改定を踏まえ、保育現場での質の向上のための取組を支援するための国の施策及び地方公共団体の取組が望ましい施策に関する総合的な行動計画

(2)実施機関

平成20年度から平成24年度までの5年間

(3)概要

- ①保育実践の改善・向上(自己評価ガイドラインの作成など)
- ②子どもの健康・安全の確保(保健対応の明確化、看護師などの専門職員の確保など)
- ③保育士の資質・専門性の向上(研修の体系化の推進・施設長の資格化など)
- ④保育の質を支える基盤の強化(保育環境の改善と財源確保など)

(4)地方公共団体での策定の推奨

- ①アクションプログラムにおいて、地方公共団体が行うことが望ましいとされている次項について、積極的に取り組む。
 - 保育実践上の課題に関する調査研究の支援・活用
 - 保育所の関係機関等との積極的な連携及び協力
 - 特別の支援を要する子どもの保育の充実
 - 保育所の研修内容の充実、外部講師の活用など研修体制の整備
 - 専門的な人材や地域の多様な人材の活用
 - 保育環境の改善・充実
- ②各地域の実状を踏まえ、「地方公共団体版アクションプログラム」を策定することが望ましい。その際、次世代育成支援対策推進法に基づく、行動計画と一体的に策定することも可能である。

保育所保育はこれまで長い間、子どもの育ちを支え、子育て家庭を支える役割を果たしてきた。そしてこの役割が今日ますます必要とされる状況にある。保育所保育は、家庭や学校と緊密に連携し協働し合うようなおとなと子どもが共に生きる新たな生活モデルとして、その重要さを一層増している。そういう時代においても、これまでの保育指針が大事にしてきたように、児童福祉の理念に基づき子どもの人権を擁護し、日常生活のなかで子どもの最善の利益を護るという具体的な目標と方法は、今回の改定に際しても継承する姿勢を変えてはいない。そのことは、いかなる理由によっても歪められたり排除されたりさせてはならない保育の理念である。ゆえに、保育指針の改定においても、保育所は保育を必要とする子どもと家庭の支援を主たる目的としている。その意味で、保育に欠ける状況にある子どもと家庭を、もっとも優先的に受け入れ支援する考え方を保持している。もちろん、なにが保育に欠けることかは、時代社会あるいは文化の変容という流動的な現実には照らし柔軟な対応が必要であることは言うまでもない。各保育所は、保育を通して子どもの家庭を支援し、子どもが主体的に生きる生活の場として機能するために、専門職である保育士やその他のスタッフが支え合い、組織としての現場の力が必要になる。

1. 趣旨

保育指針は児童福祉施設最低基準第35条に基づく。その35条が今回の保育指針の改定に伴い、「保育所における保育は、養護と教育が一体的に行われるものとして、その内容については厚生労働大臣がこれを定める」と改定されている。このことが示すように、保育指針は厚生労働大臣告示として定められた。このように改定された指針は「保育所における保育の内容に関する事項」と「保育の内容に関連する運営に関連する事項」を規定することを明らかにしている。さらに、保育指針の目的として、各保育所は保育指針を踏まえ、創意工夫を図り、保育の機能及び質の向上に努めなければならないことも明らかにした。各保育所はこの指針に規定されている基本原則を踏まえ、また各保育所の実情を踏まえて、保育の創意工夫を図ることが求められている。今回の改定では、その保育所の役割について総則の冒頭に明記された。

2. 保育所の役割

保育所は、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設である。そのためには、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならないこととして明らかにしている。この生活の場ということだが、今回の指針の文中に置かれたことを、見過ごしてはならない。なぜなら、そこが子どもの生きる現場であり、人間形成の基礎となる。

特に下記のようなことがらを十分に踏まえることが必要になる。すなわち、保育所保育は、保育に関する専門性を有する職員(保育士等)により、家庭との緊密な連携のもとに、子どもの状況や発達過程を踏まえて、環境を通して行う保育を目指す。その保育の内容が、養護及び教育を一体的に行うところに保育所保育の特性が示された。その取り組みには、家庭や地域の様々な社会資源との連携によ

り、入所している子どもの保護者への支援と地域の子育て家庭への支援の双方を丁寧に行うように配慮をしていくことになる。

(1) 保育所保育の目的

- キーワード①子どもの最善の利益
②最もふさわしい生活の場

(2) 保育所の特性

- キーワード①専門性を有する職員による保育
②家庭との連携
③発達過程
④環境を通して行う保育
⑤養護と教育の一体性

(3) 子育て支援

- ・入所する子どもの保護者に対する支援、地域の子育て家庭に対する支援
- ・児童福祉法第48条の3により保育所の努力義務
- ・児童虐待防止の観点からも重要なこととして位置づけられる

(4) 保育士の専門性

- ①子どもの発達に関する専門的な知識を基に子どもの育ちを見通し、その成長・発達を援助する技術
 - ②子どもの発達過程や意欲を踏まえ、子ども自らが生活していく力を細やかに助ける生活援助の知識・技術
 - ③保育所内外の空間や物的環境、様々な遊具や素材、自然環境や人的環境を生かし、保育の環境を構成していくための知識・技術
 - ④子どもの経験や興味・関心を踏まえ、様々な遊びを豊かに展開していくための知識・技術
 - ⑤子どもの同士の関わりや子どもと保護者の関わりなどを見守り、その気持ちに寄り添いながら適宜必要な援助をしていく関係構築の知識・技術
 - ⑥保護者への相談・助言に関する知識・技術
- これらの専門的な知識と技術を有効に活かすためには、保育士に倫理観に裏付けられた「判断」が強く求められる。保育士の専門性はこうして知識・技術・判断によって行われるように、日頃から実践の省察と専門的な研鑽が求められる。

3. 保育の原理

「保育の原理」とは、すべての保育所が共通に理解し認識しなければならない「子どもの保育に携わる者の原理原則」である。保育所の役割が重要であることを考えるなら、保育の目標を設定しそれを達成するために、組織として全職員が子どもの状況、家庭の実情、保育の環境などに留意しながら共通理解のもとに実践を重ねることが必要になる。

(1) 保育の目標

目標ア：子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期で、その生活時間の大半を過ご

す場。そのため、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指す。

○養護に関わる保育の目標

○健康・人間関係・環境・言葉・表現に関わる保育の目標

これらの具体的目標に基づき、保育士等の配慮すべき事項

→環境を通して行う保育

*様々な環境の相互的な関連に留意し、計画的に環境を構成する

*子ども自らが関わる環境、安全で保健的な環境、温かな親しみのある場、生き生きと活動できる場、人との関わりを育む環境

目標イ：「入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして援助に当たる」

○一人一人の保護者の状況や意向を理解、受容し、親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助する

キーワード①養護と教育の目標

②保護者支援の目標

(2)保育の方法

目標を達成するために保育士等が配慮すべきこと(以下、いずれもキーワード)

- ア. 子どもの状況の把握、子どもの主体尊重
- イ. 健康・安全、情緒の安定した生活での自己発揮
- ウ. 発達過程、子どもの個人差
- エ. 子どもの相互関係、集団の活動
- オ. 生活や遊びを通しての総合的な保育
- カ. 保護者支援の方法

(3)保育の環境

保育所は、人や物や場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。(以下、いずれもキーワード)

○環境を通して行う保育の重要性

- ア. 子ども自らが関わる環境
- イ. 安全で保健的な環境
- ウ. 温かな雰囲気と生き生きとした活動の場
- エ. 人との関わりを育む環境

4. 保育所の社会的責任

地域におけるもっとも身近な児童福祉施設としての役割への期待は大きい。それはまた専門職としての保育士などがもつ経験は知識・技術・判断の蓄積への期待でもあり、それだけに保育所の社会的な責任も当然重くなる。そのため、遵守すべき事項が規定されており、これによって、保育所が地域のいわば共有財産として広く利用され活用されるように道は開かれた。(以下、いずれもキーワード)